



Title	「男性問題」の語りにくさとケアの倫理：パートナー関係における男性性についての考察を手がかりに
Author(s)	
Citation	令和4（2022）年度学部学生による自主研究奨励事業 研究成果報告書．2023
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90958
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな 氏名	みはらゆうすけ 三原悠祐	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	3 年
アドバイザー教員 氏名	小西真理子	所属	人文学研究科		
研究課題名	「男性問題」の語りにくさとケアの倫理——パートナー関係における男性性 についての考察を手がかりに——				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を 追加してもよい。（先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入 門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。）				

【研究の目的、方法、経過などに関する概要】

本研究は、当初「パートナー関係におけるケアのあり方——男性の視点に着目して」という研究課題名のもと、フェミニズムや、男性学・男性研究において語られることの少ない、交際関係にある成人男性が、パートナーとの間のケアと依存をめぐって経験しうる困難に関する理論的研究を行う目的でスタートした。先行文献の調査を進めるうちに、このテーマが、互いに複雑に絡み合ったあまりにも多くの論点からなることが判ったため、その中から、男性学・男性研究の難しさと、それに対してヒントを与えるケアの倫理について、それぞれがどのように関わりあうかということに着目しながら、パートナー関係におけるケア／依存という視点を用いることで研究するという方向に舵を切り、関係各所からの了承を得た上で研究課題名を「男性問題」の語りにくさとケアの倫理——パートナー関係における男性性についての考察を手がかりに」に変更して研究を進めた。

本研究は主に文献調査、その分析・検証、論文の作成によって行われた。調査対象とした文献は、主にフェミニズム、男性学・男性研究、ケアの倫理、恋愛、愛・親密性などに関するものであった。文献調査によって得られた知見を分析・検証し、最終的には研究課題名と同一の表題にて論文を執筆した。

【研究成果】

本研究の成果については、執筆した論文「男性問題」の語りにくさとケアの倫理——パートナー関係における男性性についての考察を手がかりに——」の全文を本報告書に添付するとともに、ここでもその主な成果をごく簡単に示しておく。

成果①：「男性問題」を語る男性学・男性研究がフェミニズムとの応酬において直面する困難を「もうひとつの男性問題」として独自に理論化した。

成果②：「もうひとつの男性問題」に向き合う上でのヒントを「ケアの倫理」に求め、それぞれが抱える困難を並行して考察し、男性学・男性研究およびケアの倫理の今後の研究に何が求められるかを明らかにした。

本研究の成果である論文「男性問題」の語りにくさとケアの倫理——パートナー関係における男性性についての考察を手がかりに——」の全文を以下に添付する。

はじめに

フェミニズムは、不可視化されてきた女性の存在と経験に着目し、家父長制や男性の特権性を女性に対する抑圧的な構造として批判し、女性の地位向上を図ってきた。とくに第二波フェミニズムは、「個人的なことは政治的なこと」というスローガンを掲げ、公私を分離し、女性を私的領域にのみ配置する近代家族において、女性が無償でケア労働を課され、その社会的地位も男性に比較して低いままに置かれたことを指摘している（江原 2013）。第二波フェミニズムにおける「近代家族」における夫婦の姿に関するこの指摘や分析は、その延長として交際関係にある男女の姿と、かれらが築く関係性にまで及んだ。一般的に日本社会においてロマンティック・ラブ・イデオロギーが浸透したのは1960年代末から1970年代とされており、この頃を転機にそれまで私的な事柄とされてきた恋愛が、社会的に関心を持たれるようになった（大森 2022）。この時期は第二波フェミニズムの勃興の時期とちょうど重なるのである。

本稿では、そのようなパートナー関係における男性をめぐる言説と、そういった言説を取り巻く状況に着目し、かれらがパートナー関係において経験する葛藤や困難が十分に可視化されていないことを主張する。そのために、第1章では、主にフェミニズムによる男性性に対する批判を参照し、男性が「支配者」として描かれてきたことを確認した上で、その批判の焦点を男性の視点から捉え直す試みとしての男性学・男性研究の必要性を強調する。第2章では、男性学・男性研究の系譜を捉えた後に、男性学・男性研究とフェミニズムとの応酬の中で生じる政治的困難によって、「男性問題」の語りが抑圧されることを、「もうひとつの男性問題」として概念化する。これを踏まえて第3章では、男性学・男性研究が「男性問題」を論じる上でのヒントを「ケアの倫理」に求めた上で、パートナー関係におけるケア／依存について考察するとともに、男性学・男性研究と、この文脈におけるケアの倫理がどのようにあるべきかについて、男性学とケアの倫理のパラレルな困難さに着目しながら論じる。

第1章——フェミニズムにおける家父長制批判が眼差す男性

1.1.従来のフェミニズムが描く男性の姿

本節では、「家父長制」や、それと深い関わりを持つジェンダー秩序に関する文献をもとに、特にフェミニズムにおける男性による女性支配のあり方についての議論がどのようなものであるのかについて、簡単に見ておく。それは「男性による女性支配」の歴史とは、すなわち「家父長制」の歴史である、としても過言ではないと思われるためである。上野千鶴子によれば、近代社会における男性による女性支配は、「資本制」と「家父長制」の二つの理論によって説明され、前者はマルクス主義、後者はラディカル・フェミニズムによって射程されてきたという。ラディカル・フェミニズムは、市場の外部の社会領域としての「家族」を発見した。そこでは、女性による交換価値を生まない再生産労働によって市場に提供する労働力が生産されるが、この制度を「家父長制」と呼んだのである。そして、マルクス主義は、近代における唯一の抑圧と解放の理論であった反面、家族という領域を分析の対象とし得なかったのであるが、家父長制の概念と組み合わせることで、家族における抑圧と解放の理論となり得たのである。このようにして、女性の解放の理論には、その両輪としてのマルクス主義

とラディカル・フェミニズムによる、「家父長制資本制」なる概念が打ち立てられ、それによって男性による女性支配について理論的な検討の機会がもたらされた。この「家父長制資本制」概念によって、近代社会において、女性は公的領域である市場から疎外され、私的領域である家庭に閉じ込められ、男性によって搾取・抑圧されてきたことが明かされた（上野 2009）。

また、江原由美子は、男性による女性支配について独自の「性支配」論のモデルを理論化した。すなわち、「自己が目的とする事態に向けて、他者の実践を積極的契機として動員しうる力」としての「権力」の行使の機会が女性／男性に著しく不均衡に分配されている状態を「性支配」と呼んだ。さらに、「性支配」を内包するジェンダー秩序の主要かつ具体的なパターンとして、「性別分業」と「異性愛」の二点を挙げる（江原 2021: 120-158, 182）。「性別分業」は、「女」という性別カテゴリーが「他者の活動を手助けする存在」に、「男」という性別カテゴリーが「活動の主体」に結び付けられるパターンであり、「異性愛」というパターンは、同様に「女」に「性的欲望の対象」、「男」に「性的欲望の主体」を結びつけるパターンであって、それぞれのパターンが「ジェンダー秩序」であるとした（江原 2021）。これらのパターンの中で、男女にはなしうることに相当の相違を生じ、男性がより大きな社会的実践能力をもつことになるというのである。ここでもまた、男性の姿が支配者として描かれていることがわかる。

また、「家父長制」については、澁谷知美がウォービー（Sylvia Walby）の「男性が女性を支配し、抑圧し、搾取する社会システム」という定義を「シンプルだがすべてを言い表している」として紹介し、さらに、そこから 2 つの含意を導き出している。第一に「家父長制は、持続性（再生産性）と普遍性を持った「制度」であり、心理的・個別的なものではない」ということと、第二に「男女関係は、排他的に男性に権益が集まる支配関係であり、男／女の項は非対称に編成されている」ということであるという。そして、家父長制に関するこの理解に基づき、「家父長制の廃棄を目ざす思想にもとづいた見かた」のことを「フェミニスト視点」として概念化している（澁谷 2001 : 448）。

以上を踏まえれば、男性、とりわけ女性との関連において見たときのかれらは、これまで主に「フェミニスト視点」によって眼差され、その支配的なあり方を批判されてきたことが確認できる。

1.2.男性学による家父長制批判の捉え直しの必要性

先に見てきた江原（2021）、上野（2009）は、客体化されてきた女性を主体化する試みとしてのフェミニズムの目標に適うべく、「女」というカテゴリーを用いて先述の主張を繰り広げた。上野（1995）によれば、「「女性学」以前の女性論とは、自分を主体として疑わない男性の手によって「他者」として書かれた客体としての女性論だった。女性学とは、その男性中心的な視点から、女性を主体として奪いかえす試みだった」のである（上野 1995: 2）。この姿勢は、フェミニズムを論じる上で「主流」とも言えるものの、「人間」という一つのカテゴリーの「余り」としての「女性」をフェミニズムが論じたことを注意深く吟味すると、従来のフェミニズムの限界とも言える、ある一つの課題が浮かび上がってくる。それは、男性の姿に対する、男性の視点をういたより詳細な分析が必要になるということである。これについて、例えば多賀太（2002a）が江原（2001）に関して次のように指摘する¹。

¹ 江原（2021）は、江原由美子（2001）『ジェンダー秩序』（勁草書房）の新装版であり、基本的に本文の記述は江原（2001）と同一であるため、多賀（2002a）による江原（2001）に関する指摘は、江原（2021）についても当てはまる

本書〔引用註：江原（2001）を指す〕は、一方で、社会構築主義の成果やギデنز、ブルデューらの理論をジェンダーに関する現象に演繹的に適用した特殊理論としての性格をもつが、他方で、「女」というカテゴリーに位置づけられる者がこれまでに経験してきた数々のくくやしい思いが帰納的に統合されたものとしてみることもできる。したがって、当然のことながら本書で焦点が当てられているのは「女」の経験である。「男」の経験は、「女」との対比において示されているだけであり、その「男」の経験とは、まさに「支配」者としての経験である。（多賀 2002a：19、下線は引用者による。）

すなわち多賀は、男性学・男性研究の第一人者としての立場から、合理的な選択の帰結としてそうすることを選ぶ「支配」の主体たる男性という画一的な男性像を、江原の理論を受けてより詳細に捉え直すことの必要性を説いていると考えられる。無論、抑圧を受けてきた当事者である女性が主体的に研究に取り組むことに重きを置いたフェミニズムが、実際に女性の視点を学術の前線に持ち込むことに成功した事実は、男性中心主義的な近代社会に鋭いメスを入れるという点で非常に大きな功績であって、その意味でもフェミニズムの価値は計り知れないほどである。しかし、先に挙げた江原による記述をはじめ、フェミニズムの多くの言説が描く男性の姿は、男性の内々にあると思われるものの表象されることのない男性の微細な葛藤や困難を描くにまでは及ばない。このことを、フェミニズムを担ってきた女性たちや、フェミニズムの言説そのものに直ちに帰責することはできないが、逆説的にも、男性の姿を微細に捉え直す必要性が、学術や実践といったあらゆるレベルでのフェミニズムの積み重なりによって浮き彫りになった。例えば多賀（2002b）は、男性学・男性研究を特徴づける点の一つを「男性を「ジェンダー化された存在」として捉える点」とした上で、女性学は「その副産物として、それまで普遍的だとみなされてきた男性の経験を相対化し、男性もまた女性とは異なる意味でやはり特殊な存在であるという認識をもたらした」（多賀 2002b：1）として、ジェンダー研究の新たな課題として、男性のあり方を、男性の視点をを用いて分析し、さらに女性との相互関係を明らかにする必要があると論じている。

本稿もこの立場を採り、「ふたつの項」の一方ではなく、「ひとつの差異」をなすカテゴリーとしての男性の姿を、男性である筆者が、男性の視点をを用いて考察する。フェミニズム研究やジェンダー研究の知の蓄積が主に女性の視点をを用いてなされてきたのだとすれば、それに対してこのような形で一種の応答を構築することはフェミニズム研究、ジェンダー研究においても意義深く思われる。そしてそこには、多賀のいう「支配者」としてのモデルでは掬い取れない男性の姿や、女性との関係性において「支配者」として描かれる上で表象されない男性の葛藤や困難があるはずだ。上野によれば、「女性」がもともと、男に対する「関係的カテゴリー relational category」であったところから、「男性」を女性に対して相補的に「関係的カテゴリー」として捉えなおそうという動きはもったもたものである」（上野 1995：16）。そこで、次章では、男性の姿を男性の視点によって分析する学としての「男性学」および「男性研究」に着目する。

1.3.「家族関係」と「交際関係」は並行して語れるか

次章へ進む前に、本稿で検討の対象としている「パートナー関係」の射程をここで明らかにしておきたい。本稿で「パートナー関係」を扱うとき、それは成人の男女による「交際関係」を主には想定している。一方で、これまでの恋愛研究の変遷を見るに、恋愛研究は家族社会学や、近代社会における家族関係についての批判を繰り広げたフェミニズムによる家父長制批判などと強い結びつきを持つ。そこで、交際関係にあるいわゆる「カップル」についての議論にとどまらず、夫婦関係や、制度に囚われないさまざまな男女の親密な結びつきをも、とりあえず「パートナー関係」と呼んでおくことにする²。ここで夫婦関係と交際関係を並列して考察する正当性を担保するにあたって、「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」を取り上げておく必要がある。ロマンティック・ラブ・イデオロギーは、「性と愛と結婚」という、近代以前は分離して扱われていた三者を強固に結びつけ、相互に不可分とする観念として知られている。

谷本によれば、単に社会経済的な事象として婚姻が取り扱われていた前近代において、婚姻関係の外で恋愛や性行為をおこなうことはタブーでなく、これらの概念は分離していたといえる。しかし、近代において、「恋愛や性的欲求が、神の祝福する結婚とは相入れない」と考えたブルジョワジーの影響力が台頭する中で、恋愛と性が結婚と激しく対立するようになると、「ふさわしい相手」以外の者に恋愛感情を持つことで階級的秩序や家族的秩序を乱されるのではないかという懸念が生じた。そこで、ロマンティック・ラブ・イデオロギーによって、「結婚」と対立する「恋愛」を、あえて強固に結びつけ、「結婚相手としてふさわしい相手に抱く感情」として「恋愛」を規定することが、社会がとった戦略の一つであるという（谷本 2021）。

一方、1990 年代以降になると、少なくない論者がロマンティック・ラブは解体されつつあることを指摘するようになる。例えば、上野は、この時期にロマンティック・ラブ・イデオロギーによる「愛-性-結婚の三位一体」は、「そのどの局面においても解体しつつある」と論じた（上野 1992:159）。アンソニー・ギデنز（Anthony Giddens）もまた、「かつて愛情は、ほとんどの性的に「正常」な人びとにとって、婚姻を介してセクシュアリティと結びついた。しかし、今日、愛情とセクシュアリティは、純粋な関係性を介してより一層強く結びついている。婚姻は——決してすべての人にとってではないが、多くの人びとにとって——その後起こった多くの事象により、ますます純粋な関係性という形態へと変わってきているのである」とし（ギデنز 1995:90）、人びとが親密性を築く上で「生殖や親族関係、世代関係との古くからの一体的結びつきから切り離された〈自由に塑型できるセクシュアリティ〉」による個人の意識による選択的な関係性が台頭してきたことを説いている（ギデنز 1995:47）。

しかし、現代においてもなお、恋愛において、男女の振る舞いは、決してロマンティック・ラブ・イデオロギーから自由ではない。大森（2022）によれば、現代においても近代的なロマンティック・ラブ・イデオロギーの意識が脈々とインタビュー調査の対象者の語りに表れているという。そして、かれらはかつてより恋愛に関する自由度が高まった社会であるのにもかかわらず、制度的な親密性のあり様を自ら内面化し、さらにいえば、ある種の理想型として認識しているというのである。さらに大森は、先に触れたギデنزの「純粋な関係性」についても、ジェイミーソン（1999）による、「権力」や「不平等」の影響が軽視されているという批判や、あるいは田渕（2013）による、日本社会におけるパートナー間での権力関係や家事・育児の分担など非対等な異性愛カップルのあり様が未だに大きく変化しない中で、当事者間の交渉に委ねられた関係において「親密性の変容」がどこまで進み

うるのかは疑わしいとする批判を紹介している（大森 2022: 22）。以上のように恋愛研究の変遷を見ると、本稿において、こうしたロマンティック・ラブ・イデオロギーから自由ではない交際関係と、夫婦関係のある程度対応させた上でともに「パートナー関係」として論じることは、あながち不合理ではないだろう。

第2章——男性問題の「語りにくさ」

2.1.「立場性」から見る男性学・男性研究の系譜

主に女性の視点からなされてきたフェミニズム研究やジェンダー研究の知の蓄積に対して、男性の視点を用いて応答を構築することの重要性は、本稿でも先に強調した通りであるが、無論、「男性問題」を扱う学問分野として男性学・男性研究が興った当初から、今日まで、男性学・男性研究はこの課題を掲げ、研究が重ねられてきたことは言うまでもない。これまでの記述と重複する部分もあるが、ここでは、簡潔にその系譜を確認しておきたい。

渡辺恒夫による『脱男性の時代』（勁草書房 1986）を皮切りに、日本において「男性問題」が論じられはじめたのは 1980 年代後半以降のことであった。渡辺は、「男性社会と女性の双方の側からの、「男であれ！」という猛烈な要求」の結果として、「男性たちは、「男」を演技せざるをえなくなり、無理を重ねてストレスの蓄積の末にうつ病や心身症や自殺を、女性の数倍の高率で発生させ、女性よりも平均七、八年は短い人生を終えることになる」のだという（渡辺 1986: 3）。このような主張は渡辺以降も頻繁に見られたものであり、1990 年代になり男性学・男性研究が時流に乗るようになった頃には、すでに渡辺の問題意識は共感を呼びながら「男性の被抑圧性」として概念化され、声高に叫ばれるようになっていた。第二波フェミニズムの暖簾分けであることを自他ともに認める男性学・男性研究の担い手によってこのような主張がなされることに対して、もっと早くから女性の被抑圧構造を暴いてきたフェミニストたちが、黙っているはずがなかった。1989 年には早くも、このような「男性問題」の問題提起のあり方について、上野が「メンズリブが必要だ」と題して『現代思想』（青土社）に収録されたインタビューの中で次のような批判を繰り広げている。

彼〔引用註：渡辺を指す〕は、最初から大きな問題を抱えていたと思う。それは、マスキュリティのもつ特権性を問わずに、それのもつネガティブな側面だけを過大に問題化し、その反面、たとえば「美」という、女性に与えられた規範の被抑圧性をまったく無視して、その特権性だけを問題にしてきたという点です。マスキュリティの特権性を手放さずにフェミニティの特権性だけを自分のものにしようという、考えてみれば「いいとこどり」のような虫のいい戦略です。

（中略）自分に与えられた社会的権力を手放さずに、そこでの疎外を、もう一方に割振られた特権性で回復しようというのは、まったく虫のいい甘えの構造でしかありません。（上野 1989: 41）

² 本稿は「異性愛」というパターンを前提としてジェンダー秩序に関するフェミニズムによる言説の検討を土台としているため男女によるこの種の関係性を「パートナー関係」と呼ぶことにしているが、この種に限らない愛や性などによる親密な結びつきを「パートナー関係」と呼びうることに注意しなければならない。

〔引用註：日本の男はマスキュリティを問題にしていないという点について〕それをやってないのはなぜかという答えははっきりしています。彼らはマスキュリティから抑圧以上に利益を受けているからです。抑圧されてないとは言いません。ストレスフルな生活をして、たとえ胃に孔をあけていても、それよりももっと彼らが価値をおくことがあるからです。権力とかカネとか、「できる男」という仲間集団のなかでの認知とか、そういうものが社会的価値として高く評価されていて、そのことから彼らは十分な恩恵とセルフ・サポートを得ている。だからこの既得権を手放す気は絶対ない。（上野 1989: 45）

田中俊之によれば、この上野による渡辺批判は、「男女間における権力の非対称性に対する視点が欠如しているという理由から、「男性の被抑圧性を主張する言説」の「適切さ」に疑問を投げかけている」のだという（田中 2009: 23、傍点は引用者による）。当時の男性学・男性研究の問題提起とそれに対する内外からの批判の構造の多くは、この渡辺と上野の応酬の構造によって回収されるといっても過言ではないだろう。男性学・男性研究の議論は、フェミニズムとの関係においてこのような平行線をたどった。

のちに、伊藤公雄（1993）が、男性学・男性研究に先駆けて男性性を論じてきたフェミニズムの視点に立ちつつも、男性の視点から改めて男性性を優越志向、権力志向、所有志向という 3 種の志向性に分類することによって捉え直すなど、フェミニズムによる「男性学・男性研究は男性性の特権性に無自覚である」という種の指摘とある程度の親和性を持った形で男性性が描かれはじめた。渡辺に欠けていた「権力の非対称性」の認識が男性学の論者たちにも芽生え始めたのである。伊藤（1996）は、1990 年代が「男性問題」の時代になるという予言を「的中」させたのだと自負する。さらに時が進み 1990 年代も後半になるにつれて、「男性問題」の名の下には、先に挙げた「男性の被抑圧性」仮説にとどまることなく、フェミニズムとの論戦や男性学・男性研究の内側からの批判を踏まえ、男性学・男性研究を論じる上での「立場性」や、フェミニズムとの関係性をめぐる議論が盛んになり、2000 年代に入ってもなお、この潮流はより隆盛を迎えている。

「立場性」についてももう少し詳しく見ておくことにする。フェミニズムが、「当事者視点」、すなわち女性の視点によって、女性が研究の客体ではなく、主体として女性の研究をすることに何よりも重きをおいてきたことは今更強調するまでもない。「男のフェミニズム」にかんして、上野（1995）は、「男性が女性学の担い手になれないというフェミニストの言説は存在しない」としつつも、「男性が女性学の担い手になるには実践的、理論的困難があるのはたしかである」とし、実践的には、初期のフェミニズムの集会で、フェミニズムに身を寄せる男性が攻撃を受けたことを例に挙げている。そして、理論的には、「女（について）の男による女のための Of women, by men, for women」学問という立場もありうる」のであるが、そのときの男性の女性学研究者の立場は、「白人の奴隷解放論者のごときものになる」のだとし、男性が男性の経験から解放されることと、女性が女性の経験から解放されることは非対称であることを示唆する（上野 1995: 21-22）。これらの「立場性」をめぐる議論を踏まえれば、フェミニズムが男性学との関係において「党派」的な立場をとるのは必然とも言えるかもしれない。男性学／女性学の「立場性」に徹底的にこだわる観点から、男性学に対するあらゆる批判を展開する澁谷（2001）によれば、男性学と女性学は、あえて「21 世紀もしばらくは党派的な方針を維持してゆくべき」であるのだという。この方針は、男性学が、男性の視点によるフェミニズムを通した応答であるという側面、そして、多くの男性学・男性研究の担い手が論じるように、男性のみならず、あらゆる人々を「異性愛」「性別分業」を前提とした男女不平等な、そして性別二元論的なジ

エンダー秩序から解放することが目標として設定されているという事実に鑑みると、もっともなものであるように思われる。

しかし、その目標と、それに応じて浮かび上がる男性学の問題点に対して充分自覚的であったとしても、この方針はある問題と不可分であるのが本稿の立場である。すなわち、「経験を理論化する」ことを目指して「個人的なことは政治的なこと」というスローガンから始まった第二波フェミニズムが、飯野智子（2018）の指摘するように男性学にとっての「お手本」とであるとするのならば、男性学は、フェミニズムの成熟の歴史に照らし合わせたとき、十分に「素朴に経験を語る」フェーズを経る機会を保障されてこなかったのではないかという疑いが浮き彫りになってくるのである。まず「個人的なこと」を徹底的に明らかにすることなく、「政治的なこと」を語ることは不可能ではないだろうか。そして、「個人的なこと」が、「適切さ」を帯びているか、誰が評することができるのか。その「適切さ」は、誰にとっての適切さなのか。

2.2.男性問題の語りにくさ

2.2.1.「複数形としての男性性」を取り巻く政治

「男性問題の語りにくさ」を論じるにあたって、男性学における重要な概念であるにもかかわらず、前節で言及しなかった「男性性の複数性」を取り上げておくことにする。田中（2009）によれば、レイウイン・コンネル（Raewyn Connell）によって提唱された「男性性の複数性」は、男性性を一枚岩（masculinity）と捉えるのではなく、「複数形としての男性性」（masculinities）として捉えるために用いられるようになった概念である。加えて、男性性を一枚岩であると捉えることを避けながらも、男性と女性の間の権力関係を理論的に考察する可能性を秘めた「覇権的男性性」（hegemonic masculinity）なる概念も提唱された。平山亮（2020）によれば、「覇権的男性性」については、次のような誤解が散見されるという。日本においては、「その時点、その社会において、最も称揚されている男性像（男性性）」である、すなわち、好ましく思われているものから否定的に見られるものまで様々ある「よくある男性像」の社会的な望ましさに基づく序列のなかで、頂点に君臨するのが「覇権的男性性」であるという誤解である。このような誤解により、「最も望ましいとされる」男性のあり方が探られるのだが、これは、「覇権的男性性」の覇権的たる所以が無視されている点に問題がある。すなわち、覇権（ヘゲモニー）が、「支配する側が支配される側の合意を引き出しつつ、その支配を維持する体制」のことであるという理解に基づけば、「覇権的男性性」とは、「男性優位の性支配的な社会のありように対し、賛意を取り付けるために機能する男性のあり方」であり、「ジェンダーをめぐる何か良くないこと」が起るとき、「それを容認できるように（「まあ、それならしかたないよね」と思わせるように）見せるのに「役立つ」のが覇権的男性性」である（平山 2020: 45）。「男性性の複数性」は、この枠組みの中に取り入れられた。すなわち、特定の状況において、ジェンダーを問わずあらゆる人々に、抑圧的な男性像を納得させるために最も都合の良い男性性が、複数形としての男性性から選ばれ、ときには「弱い」男性像さえも「覇権的男性性」として機能するのである（平山 2020）。このように、「フェミニスト視点」からすると、男性性を複数形として捉えたとしても、「覇権的男性性」によって、良からぬジェンダー秩序に賛意を取り付けるという政治的な悪影響が発生するのである。こうして微細な男性性の差異を可視化する試みとしての「複数形としての男性性」概念もまた批判されたのである。

2.2.2.行き詰まる男性学の「語り」

田中によれば、「男性問題」の語り方には、男性の制度的特権と、男性性の代償のどちらに焦点を当てるかによって、2種類の語り方がある。すなわち、「男性の被抑圧性を主張する言説」と、「男性の権力性を批判する言説」の2種類である（田中 2009）。先に見た男性学・男性研究とフェミニズムの応酬において、それぞれがそのどちらの語り方を採用してきたのかは、わざわざ指摘するまでもないだろう。澁谷は、渡辺恒雄を批判した上野よりしく、男性学の問題点として、「その関心を心理レベル／個人レベルのトピックに先鋭化させがち」であり、「男性学は男性が置かれている社会的な制度／構造から男性を切り離して議論する傾向が強い」のだとし、「フェミニスト男性研究」として「男性の権力と特権に挑戦する」ことが必要であるという。そしてその具体的な方法論として、「男性間の差異や複数性にもかかわらず見出せる、男性に共通した、女性に対する優越性を描き出すこと」と、「男性の「被抑圧性」と呼ばれるものが、男性の「特権性」からどれだけ自由であるかを見極める」ことの2点の重要性を強調している（澁谷 2001: 459）。田中はこの批判を指して、「男性の被抑圧性を主張する言説」と「男性の複数性を主張する言説」に、「男性の権力性を批判する言説」が改めて対置されたとみるべきだとする一方で、「女性／男性を被抑圧者／権力者として二分法的に認識するだけでは、男性と男性性をめぐる議論は実質的に出口を見失うことになる」のだという（田中 2009, 33）。田中は、この問題提起を伊藤公雄が『〈男らしさ〉のゆくえ』（新曜社 1993）で図式化した構図を用いて解説している（図1）。

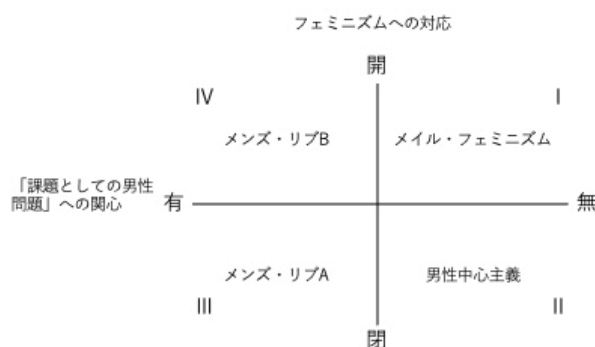


図1：フェミニズムへの男たちの対応

参考：伊藤（1993）：p181

伊藤（1993）によれば、フェミニズムに対する男性の対応は、縦軸に「フェミニズムの主張に耳を傾ける傾向の強弱」、横軸に「『課題としての男性問題』への関心」を示すことで、簡単にではあるが、図式化できる（図1）。ここでは、伊藤の図式についての田中の記述を簡潔にまとめておく。まず、フェミニズムが旧来の男性中心主義に対抗し、「女性問題」が顕在化したことによって、ⅡからⅠへの転換が起こった。しかし、Ⅰに根を降ろした男性には、男性の権力性について語ることはできても、その被抑圧性や複数性までは視野に入りにくい。「男性問題」の考察はジェンダー研究にも不可欠であるので、主観的に「男性問題」を語る視座が必要となった。しかし、前段で挙げた澁谷による批判にみられるような「男性の被抑圧性を主張する言説」と「男性の複数性を主張する言説」に、「男性の権力性を批判する言説」を対置する二分法的な視点から見れば、Ⅳに移行してフェミニズムに親和的な形で「男性問題」を論じることさえ「適切」とは見做されなくなってしまう。そして残されたⅢもまた、澁谷に代表される二分法的な批判によって、Ⅳと同列に扱われることとなる。このようにして「男性問題」は「適切」に論じられる領域を失い、議論が行き詰まるのである（田中 2009: 32-35、伊藤 1993: 181）。

2.3.「男性問題」を語る領域はどこにあるのか

以上の議論を踏まえると、男性学が、政治的に置かれた立場性、特にフェミニズム・女性学との関係性において、大変な苦勞をしていることがわかる。そこで、「男性の経験」を語る領域を確保する戦

略については、とりあえず、次の二点が考えられる。第一に、男性学・男性研究が「男性の非抑圧性」や「男性性の複数性」という言説をなしてきたことと、それに対する「男性の特権性」という観点からの批判を踏まえ、二分法的な議論を架橋する理論的研究を進めること。第二に、男性学・男性研究の置かれた政治的状况からある程度離れたところで、不可視化されてきた男性性を可視化する「領域」を確保する。本稿では、後者の可能性を探る一つの契機として、パートナー関係において男性が経験しうる切実な問題について考察するという観点から、その切実な問題として「パートナーへの依存」を次章で取り上げる。

本章第1節も振り返ったうえでの、ここでの示唆は、次の通りである。ひとつには、①男性が、ジェンダー化された存在として、ジェンダー秩序の影響のもとで経験する困難は、十分に語られてこなかったのではないかな。さらに、もうひとつには、②あるパートナー関係をめぐる「男性の困難な経験」が、必ずしもジェンダー秩序の影響にあるとはいえない可能性が完全には排除できず、個別具体的な考慮を加えるべき場合においてまでも、「男性学をめぐる言説の政治性」により、その「語り」は周縁化されるのではないかな。男性が男性であるが故に経験する困難を「男性問題」とするならば、①はすなわち「男性問題」と考えられるし、②さえも、「男性の素朴な困難な経験の語り」が「男性学をめぐる言説の政治性」により抑圧され、「男性問題」として表象されない」という形で、「男性問題」として捉えられるのではないだろうか。これらの「男性問題」を本稿では「もうひとつの男性問題」と呼ぶことにする。無論、「男性問題」を論じる上で、集団としての男性の特権性には、いくら自覚的であっても、ありすぎることはない。しかし、その特権性を意識しながらも、男性の困難な経験の語りを論壇から排除するべきではない。そこに現れてくる男性の姿を捉えることなく、「男性性」の議論に先はあるのだろうか。そういった男性性を覆い隠すことは、男性に対する暫定的な理解に過ぎないものとしての「男性性」、さらにはジェンダー秩序を温存することにも繋がるのではないだろうか。フェミニズムと男性学・男性研究が「党派的」であることは、むしろ幸いかもしれない。この現況を逆手に取り、男性研究者によって男性の姿を掬い取り、「党派的」な論壇に乗せることもまた、男性学・男性研究に課せられた一つの使命ではないだろうか。

第3章——「依存」からはじまるケアの倫理と男性学・男性研究の交差点

ここまで、男性学・男性研究と、フェミニズムの関係性を、「党派的」であるとして、それぞれによる応酬があったこと、そして、それ故に男性学・男性研究の語りは行き詰まり、従来の男性学・男性研究、そしてフェミニズムは、「男性問題」を捉えきれていないということを確認してきた。本章においては、前章で筆者が概念化した「もうひとつの男性問題」の中に潜む「男性問題」の一つとして「依存」を取り上げ、それが幾重にも重なった階層的な議論のフェーズの中でいかに劣位に置かれているのかを、「依存」を主要なテーマの一つとして取り扱ってきた「ケアの倫理」やその他の議論を参照しながら、「男性問題」と「もうひとつの男性問題」を考える契機を提示することを試みる。

3.1. 「依存」はどのように捉えられてきたのか

本章で重要な概念となる「依存」についての議論を、簡単に確認しておくことにする。「依存」を重要な概念として捉えた議論の一つに、「ケアの倫理」がある。ケアの倫理は、1982年にアメリカの心

理学者であるキャロル・ギリガン (Carol Gilligan) が、女性の道徳を、男性のそれに対して劣ったものとしてみなす、近代に支配的であった価値観に対して、女性の経験を「もうひとつの声」として可視化することによって異議申し立てたことに始まる。それは、具体的には、たとえばコールバーグ (Lawrence Kohlberg) らによる道徳的発達理論に対する批判という形をとった。ギリガンは、かれらが普遍的な人間の姿を論じるにあたって依拠してきたのは、男性中心主義的な「正義の倫理」であるという。正義の倫理は、「何が正義にかなうか」という問いに主導され、「自律」³を重要視する。そのような価値観に則って構成された道徳的発達理論は、女性に特徴的な「親密性や関係性の中で自己を捉えることを重視し、ときには文脈依存的な判断をする」という道徳のあり方を、男性の道徳に対して劣位であると位置付けたのである。ギリガンは、このような見方に対して、女性たちがその経験の中で身につけた道徳のあり方の背景には、「他者のニーズにどのように応答すべきか」という問いに主導される「ケアの倫理」が存在し、「正義の倫理」に基づく男性中心主義によってそれが退けられていることを批判したのである (ギリガン 2022)。ギリガンは、女性の経験、そして、ケアの倫理が、他者との依存関係に端を発することを示唆している。ギリガンによってなされた、女性の経験を可視化する営みは、まさにフェミニズムの目標に適うものであり、すぐれてフェミニスト的な営みといえるだろう。

さらに、ロールズ (John Bordley Rawls) による正義論への批判などを通して、ケアの倫理における「依存」に関する議論をより重厚なものにした一人として、同じくアメリカの哲学者キティ (Eva Feder Kittay) が挙げられる。キティによれば、「私たちはみな一定期間、依存状態にあ」り、「多くの人が (たいていは女性だが) 依存者の世話をしなくてはならない」ために、「私たちはみな (少なくとも理想的には) 自由で平等な市民として生きているという理解は、現実の経験に反しているだけでなく、概念的にもみなを包摂するには不十分である」のであるという (キティ 2010: 34)。岡野八代は、キティの功績を以下のようにまとめる。

キティが突き止めるのは、政治哲学を中心に論じられてきた平等概念の歴史において、わたしたち人間が、誰かに依存しなければならない存在であること、一定期間どんな人であれ、誰かに世話されなければ生きていけないことが無視されてきた事実である。女性にとって深刻なのは、この〈人はみな、依存する存在である〉という事実の無視、もっと正確に言えば、この人類普遍の真理が無視されていることが、そうした依存する存在をケアしてきたものたちの存在をも無視することに帰結するからである。いかなる社会であれ、社会を存続させるためには、一方的に依存する者の世話や養育、介護といった、ケアを引き受ける者が必要である。いや、社会などといった抽象的な概念を持ち出さなくても、今存在しているわたしたち一人ひとりもまた、ケアをしてくれた誰かのおかげで生きているにも関わらず、わたしたちの多くは、そのことをすっかり忘れてしまう。そして、そうしたケアを担う人は、圧倒的に女性たちであったことは言うまでもないだろう。(岡野 2011: 19-20)

³ 「依存」に対する概念としてケアの倫理は互いに重なりつつも異なる二つの概念である「自律」あるいは「自立」を用いるが、本稿では詳細には立ち入らず富岡 (2022) による区別に従う。「自律」とは、「自らの生きたい生に照らして自分自身で選択・決定をする能力」であり、「自立」は「他者との関係性から孤立した、自給自足的・自力出世的な人間観を表す存在論的な概念」である。(富岡 2022: 220)

すなわちキテイもまた、政治の視点から、社会があまりにも成人男性健常者のみを前提として構成されていることを暴き、依存的な存在としての人間を、政治社会の基本として位置づける必要があることを訴え、さらにケアを公的責任として引き受ける社会の制度設計のあり方にまで言及した。このようなキテイによる議論は、ジェンダー平等実現に向けた批判の論理として「依存批判」と呼ばれ、「依存」を人間の基本的な条件としてみなすことの重要性を強調する。また、キテイによれば、「平等のイデオロギーは、依存関係の外にいる自律的な個人として人を見なしている」（キテイ 2010: 111）。このようなキテイによる批判は、「平等」を求めたフェミニストたちでさえも「依存」を蚊帳の外に置いていたということにも向いていた。

ところで、以上のような主張を繰り広げた初期のケアの倫理は、結果として一部のフェミニストによって厳しく批判された。すなわち、元来圧倒的に女性によって担われてきた「ケア」に関して、初期のケアの倫理は女性がその経験を通して得た価値観、そしてその経験そのものを評価し、可視化したのであるが、一方で女性はケア労働を抑圧的に担わされてきた、というのがケアに関するフェミニズムの一般的な理解であったため、ケアの倫理は、女性の被抑圧構造を温存しかねないとして、批判されたのである。富岡薫は、「ケアの倫理は、〈もし自律概念を手放すならば、それはケアされる者の自立を尊重する理論的基礎を欠くだけでなく、彼女たちの自律が脅かされる抑圧的なケア関係ですら維持することを命令しかねない〉として非難される」という（富岡 2022: 222）。すなわち、ケアの倫理は、自立した個人としての自律を重要視する従来の倫理学理論を批判するあまり、抑圧を受ける女性の自律を保護することができず、結果として女性の非抑圧構造を容認してしまうというジレンマに晒されたのである。

この批判を受けて、ケアの倫理は、1980 年代後半以降、次第にもともとは批判対象であった正義の倫理の観点を取り入れることを志向するようになる。自律概念を理論的にケアの倫理に統合することもまた、この試みの一環であった。それは、従来の自律概念を、ケアの倫理の「人間は依存する」という前提に適合する形で「関係的自律理論」として構成し直すことによってなされた。富岡によれば、関係的自律理論とは、「能力としての自律を、個人が他者から独立していることを意味する存在論的な「自立」ではなく、他者との関係性を表す「依存」と結び付け、再概念化しようとする試み」であり、「従来の自律概念が、自立した個人の内部で生じる心のプロセスの問題として理解されていたことに対する批判」である。（富岡 2022: 223-224）。このようにケアの倫理と自律を両立させる理論的基盤ができたところで、さらにクレメント（Grace Clement）やトロント（Joan Tronto）らによって関係的自律理論はより積極的に肯定され、関係性における自律の有無が善いケアと悪いケアを定める基準となった。これに加えて、前述のキテイによる政治の側面からの議論が合流することで、ケア提供者の自律を保護するべく、ケア提供者に対する政治的、制度的な機会の保障、ケア提供者への尊重的な態度を求めることが、自律批判に対するフェミニストからの批判を克服しつつ、抑圧を伴わない善いケアの実現を目指す上で求められるようになっていったのである（富岡 2022）。このようにして「自律」はケアの倫理に組み込まれていった。

もっとも、ギリガンははじめからこのようなケアの倫理をめぐる議論を予想しえなかったのではないとも思われる。ギリガン（2022）が善いケア／依存関係のあり方として提示するのは、対等な関係性において相互的なケアによって人々が支え合う、「相互依存」である。ギリガンは、女性の道徳発達に着目した自身の発達モデルにおいて、道徳の成熟の過程について次のように述べる。

危機は人格を形成しもする、というのが発達論のアプローチの本質である。責任と関係性に関する

る女性たちの思考の中に描き出された変化に目を向けると、責任とケアを担う度量は、一貫した感情と思考の連続性を通して発達する可能性が示唆される。女性たちの生活の中で起きた〔個人的な〕出来事と歴史上の〔公共的な〕出来事の影響を受けて、女性たちの感情と思考は交差する。それにつれて、個人としての生存への関心ごとには「利己的」だというラベルが貼られ、関係性の中で生きる生活における「責任」と対置されるようになる。さらに、その慣習的な解釈において、責任は他者への応答性と混同されるようになり、自己の認識を妨げる。しかしながら、関係性の真実が、つながりを再発見する中で再び浮かび上がる。すなわち、自己も相手も相互依存的であり、命それ自体にどんなに価値があろうとも、関係性におけるケアなくしては持続され得ないことへの気づきが、関係性の真実に目を向けさせるのである。(ギリガン 2022: 304)

すなわち、ギリガンによれば、ケアの倫理の発達は、「利己的」であるレベルの次に、「責任」が芽生えて「利己」と対立するレベルを経て、他者との関係性に対するケアを重視するレベルへの成熟を果たし、理想的な相互依存に至る、というふうに理解できる。これに関して、小西真理子は、「ギリガンの発達モデルの成熟期では、他者の声に配慮しながらも自己の声を発せられる自立した個人へと成長することが目的となっており、相互依存はそのための契機となる」のだという(小西 2016: 268 強調は引用者による)。ギリガンもまた、関係性における一定程度の自立を前提としていることが見て取れよう。

3.2. ケアの倫理による「善いパートナー関係」の提示可能性

フェミニズムにより、「支配者」として男性が捉えられてきたことは、既に第 1 章において確認した通りである。確かに、男性の抑圧性や支配性、特権性などの概念によって、男性性が理論的に論じられることが、フェミニストに連帯をもたらし、男性に自己省察を求めてきたことは、大きな功績である。そして、この功績は、「善いパートナー関係」を築くための方策を検討する上でも一役買ってきたのかもしれない。一方、男性による女性に対する「支配」を、男性の視点から見た場合、そこに存在しうる微細な葛藤や困難は、フェミニズムによって十分に捕捉されていないのではないかということもまた、第 1 章で述べた。ケアの倫理はここで、「支配者」としての男性像を解きほぐす上で重要な示唆をもたらすのではないか。すなわち、男性が女性を「支配」することによって得ているもののうち、「ケア」は中心的なものである。本稿では、家父長制においてケア労働を求められた女性が、市場から疎外され、家庭に閉じ込められ、抑圧を被ってきたという上野の指摘を既に取り上げている。そして、ケアの倫理は、「ケア」と「依存」が表裏一体であることを突き止めたのであった。穿った見方をすれば、男性の女性に対する「支配」は、男性の女性に対する「依存」としてとらえなおすことができるというのが、本稿でケアの倫理の検討を通じて提示したいことの一つである。さらに言えば、第一に、依存を否定し、自立を促した「正義の倫理」が、理想的な男性のイメージと結びつけられてきたこと、第二に、第 2 章において中心的に論証したように、「男性の困難な経験の素朴な語りが「男性学をめぐる言説の政治性」により抑圧される」という意味での「もうひとつの男性問題」が男性を取り巻く困難の不可視性をより強固にしていることの二点によって、依存する存在としての男性の姿は、あらゆる論者の前に十分に姿を現してこなかったのではないか。

もしそうだとすれば、「依存」を人間の基本的な条件として明るみに出し、「依存」から始まる人々

の関係性とケアについて考察を重ねてきたケアの倫理は、支配と依存、そしてケアをめぐるパートナー関係において男性が抱える葛藤や困難、そしてそれらを踏まえた男性性の変容にどのようなヒントを与えるだろうか。そこで、ケアの倫理が、「善いパートナー関係」について、どのような示唆をもたらすかについて簡単に見ておくことにする。前述の通り、ケアの倫理は、そのフェミニズム的な動機と、フェミニズムによる批判によるジレンマを、関係的自己理論を導入することによって克服した。そして、ギリガンがケアの倫理を提唱した時にはすでにそこには自立が前提として組み込まれていた。パートナー関係について男性の視点からこれを見るならば、まずは男性が、パートナー女性との間のケア／依存関係を射程し、互いに自律・自立をある程度保ちながら、相手のニーズを慎重に汲み取った上でケアし、ケアされる関係を築くことが必要となる。もっとも、本節の重心は、パートナー関係という文脈においてケアの倫理と男性学・男性研究の交差点を提示することであり、このような実践における男性の振る舞い方についてはより深い議論を他日に期すこととなる。パートナー関係を築く男性が、ケアの倫理からどのような糸口を得て、善いケア／依存関係を築くのかは、男性学・男性研究とケアの倫理、双方にとって今後重大な問いとなるだろう。

3.3. 自立主義的なケアの倫理が取りこぼしているもの

前節においては、ケアの倫理が、それに対する批判の克服も含めたその経緯から、男性学・男性研究に応用可能であることを示した。一方、そこからとりあえず導き出されたのは、ある程度の自律・自立を担保しながら依存的な関係を築くという、ある種の逆説であった。実は、本稿において最も強調しておきたいのは、ケアの倫理はこの逆説を説得的にするほどの十分な土台を拵えるに至っていないのではないかという疑いと、そもそもケアの倫理は自律を基準として理想的な関係性についての「規範」を提示するべきであるのかという根本的な問いの二点によって表出するケアの倫理の困難さと、その鏡像としてまたも立ち現れる、男性学・男性研究の困難さである。

第一に、自律・自立概念を肯定的に含んだケアの倫理では、なおすくい取ることでできないケア／依存のあり方、ひいては、男性の困難が確かに存在するため、ケアの倫理にとって、自律・自立とどう向き合うかは、既に解決した問題では決してない。第二に、たとえば本稿において男性学・男性研究とケアの倫理の交差点を考察するような場合において、ケアの倫理の「構造的・政治的に周縁化された経験を可視化する」作用に着目するとき、ケアの倫理は必ずしもあるケア／依存関係に肯定的ないしは否定的な評価を与えるべきであるとは限らない。

第一の困難さについて、ケアの倫理は、向けられた批判に向き合いながら自律概念を取り入れてきたことを確認したが、自律の有無によって関係性に対する評価が二分される枠組みによって、不可視化されるケア／依存関係は確かに存在するだろう。それを明かすために、ここでは主に小西（2016）およびギリガン、キティらによる議論を参照することにする。

先述のとおりギリガンが肯定したのは「相互依存」であり、ギリガンは「依存しつつも自立的であるような健全な人のみがケアを実現できると考えている」ことが指摘される（小西 2016: 270 強調は引用者による）ほか、ギリガンと時代を同じくしてケアの倫理の第一人者となったノディングスによるケアの倫理もまた、自己犠牲的なケアをする人について、「実は自らが相手によってケアされることを望んでいる」としてこれを退けるのだという（小西 2016: 269）。

また、キティの「依存批判」もまた、いくつかの点で不十分なものであった。キティによる「依存

批判」は、キティの重度の障害を抱える娘セーシャと、彼女らを取り巻く関係性の輪に関するキティの考察にそのきっかけをたどるため、キティがもっとも重心を置いて語る「依存」とは、「自らを生存させ維持していくのに必須の、ある種の能力を欠く」状態のことである（キティ 2010: 108）。そして、キティはここから、「不可避の依存」と「二次的依存／派生的依存」という、大きく分けて二つの依存概念を用いることになる。前者は、「まったくの依存状態」である乳幼児期や深刻な障害を抱えた人々をはじめとして、子どもや、高齢者、さらには、病気や怪我、環境によって一時的な依存者となる人々たちの依存を捉え、後者は、「不可避の依存」から派生するものとして、ケア提供者が自分のみならず、依存者のニーズを満たす責任を負うことで、社会において不利な立場に陥ることを指している。そのうえで、キティは、「最も顕著な形態の依存」であり、まったくの依存である「不可避の依存」にスポットライトを当てることを明言している（キティ 2010: 82, 178）。これを裏返してみるならば、それ以外の形の依存、例えば「二次的依存／派生的依存」はキティの眼中にないとは言わないまでも、劣位に置かれていることが見て取れよう⁴。また、一方的に不可避な依存状態にある者に対するケアとそのケア提供者へのケアを重点的に論ずるキティの議論が、やがてケアの公的責任としての側面を強調する方向へ展開していくということも、自己犠牲的なケアを善いものと見なさないキティの姿勢を仄めかす。

以上を踏まえると、ケアの倫理は、自他未分化性、自己犠牲性、病理性、支配性など⁵を含むような依存については善いケア／悪いケアの基準に照らした上で悪しきものとして一考の余地なく退けられてきた上、「心理的・精神的な依存」については、そもそも多くは語られてこなかったという問題が浮かび上がる。「標準的な成人同士の関係性における心理的依存という論点は、ケアの倫理の表舞台からは姿を消すようになってきた」のである（小西 2016: 271-272）。さらに、小西（2018）では、「従来のケアの倫理に否定されてきた病理的な依存も考慮・受容するような「ケアの倫理」を提唱する」ために、「異なる声（different voice）の異なる読み（different reading）」を行うことの必要性が示唆される（小西 2018: 73）。パートナー関係のあり方についてこれを見るに、小西によるケアの倫理に対する批判は、ケアの倫理によってパートナー間の心理的な依存が十分に検討されていないという問題をも直接的に包含しうるし、パートナー関係という関係性は、あらゆる点で多かれ少なかれ依存的な営みであるとするならば、その関係性における依存的な営みが、自他未分化性、自己犠牲性、病理性、支配性と接点を持つ可能性は充分にあり、そういった営みは見えづらくなっているのではないだろうか。

繰り返すがケアの倫理は、研究者たちによって省みられることのなかった「もうひとつの声」—— a different voice に耳を傾けることによって、その声の主たる女性の経験を可視化し、肯定をもした。その意味でケアの倫理は「フェミニスト倫理」であっただけでなく、「マイノリティ性の倫理」でもあったのではないだろうか。この種の肯定性を、幾重にも重なった語りにくさや不可視性によって周縁化された、規範的でないとされる志向や特性によってパートナーとの間に「悪しきケア／依存関係」を築き、結果的に「男性問題」を抱えるに至った男性、さらにはそのパートナーたちにも向け、光を当てる理論的可能性を、ケアの倫理は有しているはずだ。この点において、ケアの倫理が今後自律・

⁴ もっとも、キティ(2010)においては不可避の依存に対するケアを社会が受け入れるべき責任として論じることが標榜されているので、これは当然の帰結とも言えるかもしれない。しかし、ケアを政治責任として追求することと、「不可避の依存」以外の依存が周縁化されることは両立しうる。

⁵ ここでの列挙は小西（2016）による分類に従っている。

自立とどう向き合っていくのかが問われている。

つづいて第二の困難さについて、これはもちろん第一の困難さと重複する部分も大きいのであるが、本稿においてケアの倫理に着目した理由は、「男性の経験を語る領域がない」という意味での「もうひとつの男性問題」にヒントを与えるためであった。「もうひとつの男性問題」の難しさとは、男性をめぐる言説を取り巻く政治的状況によって男性の微細な葛藤や困難が不可視化されるということであった。そして、先にも指摘した通り、その微細な葛藤や困難は、必ずしも「病理」などと無縁のものであるとは言い切れないのではないか。もしここで、ケアの倫理が、善いケアと悪しきケアを峻別することによって、ある種の倫理的基準＝規範を作り出そうとしているのであれば、男性学・男性研究が辿り、今なおかき分けながら進んでいる茨の道を、ケアの倫理もまた再び辿ることにはならないだろうか。男性学・男性研究が「もうひとつの男性問題」を語るための視座としてケアの倫理と男性学・男性研究の交差点を模索するとき、「マイノリティ性の倫理」⁶としての作用を、ケアの倫理はなお持ち続けるべきではないだろうか。小西（2018）の次の一節は、本章を締め括るに相応しい。

「極端な例外」にさえも目を配り、その「例外」とされる存在を「例外」としてではなく、人間の多様性を前提としながら唯一無二の「存在」として捉えるとき、普遍的な原理に包摂するのみでは到達できないような「ケア」が姿を現す。すべてを包摂しようとしているように見える社会において、その包摂の外にある存在さえも包み込むような「ケアの倫理」が、これまで見逃されてきた「異なる声」のなかに存在するのである（小西 2018: 75）。

終章——本稿のまとめと課題・今後の展望

本稿では、男女によるパートナー関係から着想を得て、第 1 章においてはフェミニズムによって男性が「支配者」として表象されてきたことを確認し、それに対して男性の視点を用いた男性学・男性研究によって応答し、「支配者」として描かれる男性の内側の葛藤や困難を描くことの重要性を確認した。第 2 章においては、「立場性」から男性学・男性研究の潮流を見ると、男性学・男性研究が、その生みの親でもあるフェミニズムとの間の政治に困難を生じ、男性が男性であるがゆえに経験しうる「男性問題」を語る契機が排除されかねないことを指摘し、それを「もうひとつの男性問題」として概念化した。そして第 3 章では、「もうひとつの男性問題」に対して、男性学・男性研究がとりうるアプローチとして「ケアの倫理」を取り上げ、本研究の契機ともなっているパートナー関係におけるケア／依存にも触れつつ、男性学へのケアの倫理の応用可能性について論じた上、ケアの倫理に内在する、男性学・男性研究の困難さにも通ずる問題にも触れた。男性学・男性研究とケアの倫理を相互に参照し、それぞれのあり方を問う本稿の視点はこれまで珍しかったものと思われ、この点で本稿には意義があると考えられる。

⁶ 周知の通り女性に対して「マジョリティ」である男性の問題を考えるにあたって、それを「マイノリティ性」に結びつけることには強い批判が予想される。無論、男性は集団としては決してマイノリティではなく、確かに男性が政治的に置かれた優位な立場に関する認識を捨てることは望ましくない。しかし、本稿ではそういった政治性によって男性が困難を認識し、語る機会までもが排除されていることを問題としているのであり、「経験が不可視化されている」という意味に限って、男性問題をマイノリティ性と接続するという挑戦的な試みは、理想的とは言えないかもしれないが、長期的にジェンダー平等を実現していくための初歩的な段階として、全くもって不必要であるとは断言できない。この試みは諸刃の剣であって、今後の研究において克服する必要があることは、筆者も強く認識するところである。

一方で、本稿には、予想される批判や、課題も山積している。これは本稿の挑戦的な姿勢と簡単には両立し難いものとも思われるのだが、男性学・男性研究やフェミニズムが集団としての男性の特権性や抑圧性を問うことを目標の一つに定めるのであれば、本稿はその点について資することがないばかりか、そうした特権性や抑圧性を温存することにもつながりかねないという危うさを孕んでいる。ただ、筆者が着目するのは、あらゆる言説の政治的効果の狭間で、たとえ「フェミニスト視点」からすると「正し」くない、あるいは規範的ではない形でケア／依存関係を実践する人々も、また人間の生の現実として存在するのではないかということであり、このような視点と、集団としての男性の特権性や抑圧性を問う視点はともに重要であり、双方の視点を相補的に考慮することが必要である。

また、本稿は実は特に周縁化されがちな「ケア／依存」関係の営みの場としての「パートナー関係」の存在から着想を得たうえで始まった研究であるが、結果としてフェミニズム、男性学・男性研究、ケアの倫理の立場性や政治性に関する理論的な考察にとどまっている。本稿の立場を貫徹するならば、今後は、「正し」くない、あるいは規範的ではない「ケア／依存」の実践によって「パートナー関係」を築く人々の生の現実を、特に男性の視点から実際に描き出すことによって、本稿で繰り返し触れた「男性の微細な葛藤や困難」の内実をより具体的に明らかにすることが求められよう。

そして、本稿は、研究期間や筆者の能力などによる制約により、終始男女二元論、異性愛、モノガミーなど、支配的なジェンダー規範における「パートナー関係」に関する記述のみを連ね、それ以外の関係性に対する考察にまで至らなかった。本稿は不可視化される人々の困難に何よりも重きを置いているため、本稿で扱ったパートナー関係にとどまらない様々な関係性についての考察を進めることも、今後の課題となるだろう。

〈参考文献〉

ギデنز, アンソニー著, 松尾精文・松川昭子訳, (1995), 『親密性の変容 近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』, 而立書房.

ギリガン, キャロル著, 川本隆史・山辺恵理子・米典子訳, (2022), 『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』, 風行社.

Jamieson, Lynn, (1999), "Intimacy Transformed? A Critical Look at the 'Pure Relationships,'" , *Sociology*, 33 (3), 477-494.

キテイ, エヴァ・フェダー著, 岡野八代・牟田和恵監訳, (2010), 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 白澤社.

Kittay, Eva Feder, 岡野八代・牟田和恵 編著・訳, (2011), 『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』, 白澤社.

リオジエ, ラファエル著, 伊達聖伸訳, (2021), 『男性性の探求』, 講談社.

Walby, Sylvia, (1990), "Theorizing Patriarchy", Oxford: Basil Blackwell.

飯野智子, (2018), 「男性学・男性研究と今日の男性問題についての考察」, 『実践女子大学短期大学部紀要』, 39, 51-67.

井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編, (1995), 『男性学』, 岩波書店.

伊藤公雄, (1993), 『〈男らしさ〉のゆくえ 男性文化の文化社会学』, 新曜社.

—— (1996), 『男性学入門』, 作品社.

上野千鶴子, (1989), 「メンズ・リブが必要だ」, 『現代思想』, 17(10), 38-53.

—— (1992), 「ロマンチックラブ・イデオロギーの解体」, 『増補〈私〉探しゲーム——欲望私民社会論』, ちくま学芸文庫, 156-167.

—— (2009), 『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』, 岩波書店.

—— (2015), 『発情装置 新版』, 岩波書店.

—— (2018), 『女ざらい ニッポンのミソジニー』, 朝日新聞出版.

江原由美子, (2001). 『ジェンダー秩序』 勁草書房.

—— (2013), 「フェミニズムと家族」, 『社会学評論』, 64(4), 553-571.

—— (2021). 『ジェンダー秩序 [新装版]』 勁草書房.

大森美佐, (2021), 「「愛・性・結婚」の現在地 子どもによって繋ぎ止められる日本のカップル」, 『現代思想』, 49(10), 111-119.

—— (2022), 『現代日本の若者はいかに「恋愛」しているのか——愛・性・結婚の解体と結合をめぐる意味づけ——』, 晃洋書房.

小西真理子, (2015), 「「共依存」再考——フェミニズムによる批判の検討——」, 『倫理学研究』, 45, 123-133.

—— (2016), 「ケアの倫理に内在する自立主義——相互依存・依存・共依存の検討を通じて——」 『倫理学年報』, 65, 265-278.

—— (2017), 『共依存の倫理——必要とされることを渴望する人びと——』, 晃洋書房.

—— (2018), 「提題 ケアの倫理における心理的なケア/依存——病理との関係をめぐって——」,

『倫理学年報』, 67, 72-75.

澁谷知美, (2001), 「フェミニスト男性研究」の視点と構想——日本の男性学および男性研究批判を中心に——, 『社会学評論』, 51 (4), 447-463, 2001

———(2019), 「ここが信用できない日本の男性学——平山亮『介護する息子たち』の問題提起を受けて」, 『国際ジェンダー学会誌』, 17, 29-47.

多賀太, (2002a), 「江原由美子著 「ジェンダー秩序」」, 『家族社会学研究』, 14(1), 18-19.

———(2002b). 「男性学・男性研究の諸潮流」, 『日本ジェンダー研究』, 2002(5), 1-14.

———(2019), 「日本における男性学の成立と展開」, 『現代思想』, 47(2), 21-33.

多賀太・伊藤公雄, (2015), 『男性の非暴力宣言——ホワイトリボン・キャンペーン』, 岩波書店.

高橋幸, (2021), 「ジェンダー平等な恋愛に向けて 大澤真幸の言う「恋愛」はなぜ「不可能」なのかの考察から」, 『現代思想』, 49(10), 222-232.

竹村和子, (2021), 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』, 岩波書店.

田淵六郎, (1998), 「「家族」へのレトリカル・アプローチ——探索的研究」『家族研究年報』, (23), 71-83.

谷本奈穂, (2021), 「ロマンティックラブ・イデオロギーというゾンビ」, 『現代思想』, 49(10), 101-110.

田中俊之, (2009), 『男性学の新展開』, 青弓社.

富岡薫, (2020), 「ケアの倫理における「依存」概念の射程: 「自立」との対立を超えて」, 『エティカ』, 13, 121-149.

——— (2022), 「ケアの倫理の「自律」批判再考」, 『倫理学年報』, 71(0), 219-232.

平山亮, (2020), 「「男性性による抑圧」と「男性性からの解放」で終わらない男性性研究へ」, 『女性学』, 27(0), 42-56.

渡辺恒夫, (1986), 『脱男性の時代——アンドロジナスをめざす文明学——』, 勁草書房.

〈付記〉

本研究は、令和4年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」の採択研究として研

究費の助成を受けて行われたものである。

〈謝辞〉

本研究の実施にあたって、多くの方々のお世話になりました。特に、本事業に応募するきっかけをくださり、後押ししていただいた人間科学研究科の藤阪希海さん、申請書の作成にあたりアドバイスをくださった人間科学部の中谷碩岐さん、そしてアドバイザー教員として懇切丁寧にご指導いただいた人文学研究科の小西真理子先生には深く感謝申し上げます。また、その他多くの方に資料をお貸しいただいたり、研究内容に関する有意義な助言をいただいたり、励ましていただいたりと、様々な形で支えていただきました。ありがとうございました。